



DC News

Vol.080

あすの企業年金制度を企業とともに考える

2015年4月

2015年4月3日、政府は「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。

今後、同法律案が第189回通常国会（会期末は2015年6月24日）で審議され、法案成立後に関連する政省令が整備されることになります。

（厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>）



「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」について

趣旨

企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型DCの加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型DCへの掛金の追加納付制度の創設、個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

概要

(1)企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設する。
- ② 中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設する。
- ③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

(2)ライフコースの多様化への対応

- ① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者(※)、公務員等共済加入者も加入可能とする。
※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ② DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充する。

(3)DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

(4)その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

施行期日

- (1)③、(2)①、(4)は、平成29年1月1日((4)の一部は、平成27年10月1日等)
- (1)①および②、(2)②、(3)は、公布の日から2年以内で政令で定める日。



企業年金の普及・拡大

【中小企業向けの取組】

従業員数100人以下の企業を対象に以下の対策等を実施する。

- 「簡易型DC」の創設

設立時書類を簡素化(※)し、行政手続を金融機関に委託可とする。

※「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略。

- 「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設

個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出を可能とする。

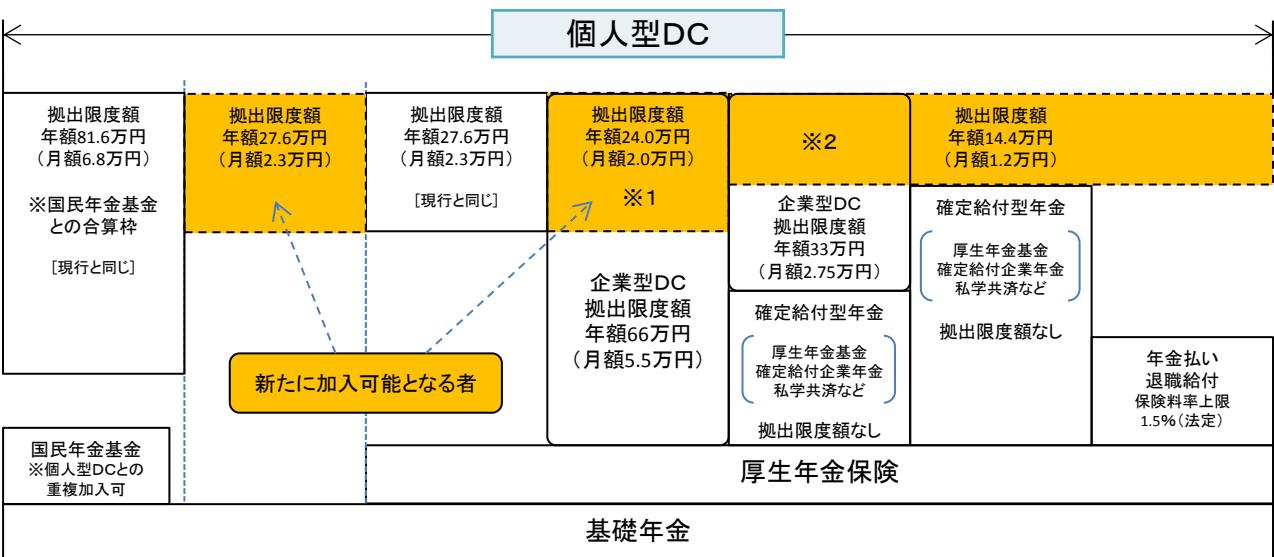
【DCの掛金単位の年単位化】

柔軟な拠出を可能とするため、拠出の規制単位を年単位(月5.5万円→年66万円)とする。

年66万円の範囲内で、賞与時に使い残し分の一括拠出等を可能とする。

個人型DCの加入可能範囲の拡大

労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者(企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る)、公務員等共済加入者を加入可能とする。



※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。



年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充

- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例:DB→DC)の資産移換を可能とするもの。
※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。
- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備する。

<ポータビリティ拡充の全体像>

		移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中小企業 退職金共済
移 換 前 の 加 入 制 度	DB	○	○ (※1)	○ (※1)	×→○ (※3)
	企業型 DC	×→○	○	○	×→○ (※3)
	個人型 DC	×→○	○		×
	中小企業 退職金共済	○(※2) →○(※2+※3)	×→○ (※3)	×	○

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

出典: 厚生労働省法案説明資料

DCの運用の改善

- 加入者の投資知識等の向上を図るため、継続投資教育を現行の配慮義務から努力義務とし、投資教育の継続実施を促す。
- 運用商品提供数の抑制等の措置を講ずることにより、運用商品をより選択しやすい環境に整備する。
- 現行の「①少なくとも三つ以上の運用商品の提供義務、②一つ以上の元本確保型商品の提供義務」について、分散投資を促すため、「リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供義務」に一本化する。
- 「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」に係る規定を整備する。